府政報告 日本共産党京都府会議員団

発行 2000、3、27 TEL 075-414-5566 FAX 075-431-2916 14頁

● 3月24日の2月議会閉会本会議での、光永敦彦府議の「意見書・決議案の討論」、 提案された意見書・決議案、三木一弘府議の2月議会議案に関する討論の全文などをご 紹介します。

光永敦彦 (日本共産党、左京区) の決議案・意見書案に関する討論

「介護激励金の継続を求める決議(案)」

日本共産党の光永敦彦です。日本共産党府会議員団を代表して、ただいま議題となっております6件の意見書案と1件の決議案について、すべて賛成する立場から討論をおこないます。

まず、我が党提案の「介護激励金の継続を求める決議(案)」についてです。

これまで「在宅ねたきり老人等介護者激励事業」として介護激励金は、介護をされている家族の方などへの精神的、肉体的負担を軽減し、激励の意味をこめて本府が取り組んできたものです。ところが京都府は来年度からばっさりと廃止する方針です。これに対し府民の方々や関係者の方などから「あまりにひどすぎる」との声が噴出しています。現に私どもにも「常時介護を必要とする高齢者の家族に支給されていた介護激励金を打ちきるなんでひどい」「介護保険で新たな負担が増える時に、ちょうど来年から激励金を受け取れると思っていたのに本当に困っている」などの悲痛な訴えがよせられています。また介護激励金の継続を求める要請書も数多く寄せられています。こうした府民の声に耳をかたむけるべきです。

介護保険の実施は目前です。しかし介護保険がはじまっても介護者の精神的な負担やご苦労、経済的な負担がなくなるわけではないことはみなさんよくご存知のとおりです。そのうえ、今議会の審議を通じても、介護保険が始まっても基盤整備の遅れから、例えば在宅サービスの一つであるホームヘルプサービスは、低い厚生省基準すら達成できる見込みがないことも明らかとなりました。さらに知事自身も予算委員会総括質疑の中で、在宅基盤整備の問題について我が党島田議員の質問に対し「具体的にはまだ介護保険の制度が施行されていないので、4月1日以降、いろんなケースが出てくると思う」と答弁されました。つまり、介護保険が始まることを理由として介護激励金の廃止の提案がされたわけですが、その根拠は審議すればするほど全くあてにならないことがいよいよあきらかとなったのです。

国の介護慰労金の支給が、介護度4、5の重度の方に限定されていること、介護保険のサービスを1年間うけないこと、さらに支給が平成13年度となることなどから、他府県でも「介護手当て支給事業」を存続させたり、激変緩和措置をとっています。府下の市町村でも京都府が廃止を提案したもとでも、京都市が3万5千円を残すなど、継続や激変緩和の措置をとるところが多くあります。今、本府が介護激励金を廃止する理由は、どこにも、何ひとつ存在しないのです。むしろ存続させることこそ当然のことではないでしょうか。介護激励金の廃止を中止し、継続することを強く求めるものであります。公明党は代表質問で「激励金の見直しは介護保険の実状を見極めてからでもよかったのではないか」と述べられたわけですから、同じ立場であろうと思います。決議案への賛同を強く求めるものであります。

「医療法一部改正にともなう医療費の新たな国民負担の中止をもとめる意見書(案)」

次に我が党提案の「医療法一部改正にともなう医療費の新たな国民負担の中止をもとめる意見書(案)」についてです。

現在、国会において医療法の一部改正案が審議されておりますが、その内容は、本年7月から70歳以上の医療費の自己負担が、これまで定額であったものを定率1割負担に変更し、さらに入院給食費や高額療養費の引き上げなど、新たな患者負担増を柱とするものです。

これまでも、97年9月から高齢者の外来負担を一月2,000円まで引き上げ、また薬剤の新たな負担を盛り込むなどの改悪がされた結果、受診抑制がすすみ、「糖尿病の患者さんが、治療費を払えないために受診できず、病院に担ぎ込まれたときにはすでに手後れで足を切断せざるをえなくなった」などの深刻な事態がおこったことは記憶に新しいと思います。昨年4月からはさらに負担が増加しました。もし今回の改悪案が実施されたなら70歳以上の高齢者の場合、平均3割から5割の患者負担増となります。これまで医療機関で働いてきた私の実感として、患者さんへのしわよせ、受診抑制や重症化などの事態にいっそう拍車をかけることは、火を見るよりも明らかです。これまで社会を支えてこられたお年寄りを、どこまでいじめれば気が済むのかといわなければなりません。そのうえ介護保険が実施され、保険料や利用料も負担しなければならないのですから、問題は本当に深刻なのです。

したがって、府民の命を守る立場から本議会として新たな患者負担増を押しつける今回の改悪案に対してきっぱりと反対の声を上げるのは当然のことと考えます。すべてのみなさんの賛同を呼びかけるものです。

「企業組織の再編に伴う労働者保護に関する意見書(案)」 「雇用創出の推進と労働者保護のための法制整備を求める意見書(案)」

次に自民党および新政会の提案による「企業組織の再編に伴う労働者保護に関する意見書(案)」および民主・府民連合提案の「雇用創出の推進と労働者保護のための法制整備を求める意見書(案)」についてです。

失業率、失業者数は戦後最悪を記録し、この4年間で50万人もの労働者が大企業を中心に、リストラ・人員削減で減らされ、今後さらに25万人の削減が計画されています。

京都でも日産や三菱自動車、島津、日新電気をはじめ、多くの労働者が解雇、リストラの矢面にさらされています。

このような中、国会において企業再編やリストラを推進する商法改悪が準備され、「会社分割における労働契約の継承に関する法律案(仮称)」も準備されています。しかし、法律案の内容は対象が会社分割に限定され、労働者保護の観点からも不十分なものです。 我が党は、今日の情勢のもと、「解雇規制法」、「労働者保護法」、「サービス残業根絶法」などを国会に提案しているところです。

ョーロッパでも、かつて企業再編や合併、譲渡が頻繁に行なわれ、労働条件の一方的な切り下げが問題になりました。そこで欧州連合(EU)は1977年に吸収や合併など、企業組織変更にともなう解雇を禁止する「既得権指令」をだすなど、ヨーロッパ規模での基準・ルールをつくり、それに基づいてドイツでも、フランスでも、イギリスでも企業組織の変更にあたって、労働者の既得の権利を保護しています。

民主・府民連合提案の意見書案は、労働者保護のための法整備の実現が求められており 賛成するものです。また、自民党および新政会提案の意見書については、法整備の問 題に言及していないという不十分さがあります。しかし今日、労働者保護が必要という点では一致するので、賛成するものです。

酒類販売の社会的管理等に関する意見書案

次に我が党提案、および自民党をはじめ4会派提案の「酒類販売の社会的管理等に関する意見書案」2件についてです。

政府は3月末日の規制緩和見直しに当たって、公明党の反対によって酒販免許の距離 要件の撤廃にはふれないまま、販売条件などの法的規制を行なうなどと問題の先送りを 決定したと伝えられています。

このときに免許規制と一体化した法整備を政府に求める意見書等が全会一致で採択されることは特別重要な意義を持っています。古くから、京都は日本有数の酒どころであり、地域の酒屋さんは市民がお酒を楽しむお手伝いをされ、また、四季おりおりのお祭りや行事をはじめ、地域社会の大切な担い手として、住民と深く結びつき、京都をささえてこられました。それだけに、いまこそ府議会の党派を超えて引き続き9月にむけて規制撤廃を許さないたたかいを急速に盛り上げることが緊急の課題であります。我が党提案の意見書案も、酒販組合の要望にそったものであり、他会派のみなさんも全く異論がないものと確信するものです。よって、2意見書案に賛成するものです。

「北方領土問題の解決促進に関する意見書(案)」

次に自民はじめ4会派提案の「北方領土問題の解決促進に関する意見書(案)」についてです。

我が党は、以前より領土問題の早期解決を図ることを求め、ソ連の時代から直接交渉 するなど、努力をしてきたところです。

そもそもロシアとの領土問題は、第二次世界大戦の終結の際に、、「領土不拡大」の原則を踏みにじり、スターリンが千島列島の併合を強行したことにあります。今日、領土問題の解決にとって、このスターリンの大国主義がひきおこした歴史的な不正の是正にこそ、ロシアに対する日本国民の領土要求の根拠があることを明らかにすることが重要なことです。同時に、日本政府は、千島列島の放棄を宣言した「サンフランシスコ平和条約」を絶対化する立場から「択捉、国後は千島ではない」という、歴史的にも国際法的にも成立し難い主張で領土要求を根拠づけようとしているところに問題があります。したがって、国際法の根本原理である「その国の歴史的な領土を他国が併合することは許されない」という立場に立って、当然歴史的な日本の領土である歯舞(はぼまい)、色丹(しこたん)と全千島列島の返還をもとめることが、領土問題の解決の基本的な姿勢であると考えます。

同時に、領土問題は、国家間の交渉ですから、交渉にあたっては、すべてを一挙に達成できない場合もあり、その場合、段階的な返還という立場から見て、今回の意見書案にある、歯舞群島、色丹島、国後島および択捉島の返還は、国民の要求実現の第一歩として賛成するものです。

以上で討論を終わります。ご静聴ありがとうございました。

(日本共産党 提案) 日本共産党の賛成で、否決

介護激励金の継続をもとめる決議(案)

本府は来年度より介護激励金の廃止を提案している。

これまで介護激励金は、介護を受ける本人や家族の精神的、肉体的な負担及び経済的負担に対し、これを激励し、軽減するうえで積極的な役割を果たしてきた。

介護保険実施後も介護者の負担がなくなるわけではない。そのため、全国でも激励金の廃止を見合わせたり、激変緩和の措置をとる県もある。府下市町村においても、さまざまな形で介護されている家族の方への激励の意味をこめた措置が継続、または創設されている。

介護激励金を受け取っておられた家族の方、また関係者からは「なんとか継続を」との切実な声が沸き上がっている。

よって介護激励金の廃止をやめ、継続することを強く求める。以上決議する。

平成12年3月 日

京都府議会

(日本共産党 提案) 日本共産党のみの賛成で、否決

医療法一部改正にともなう医療費の新たな国民負担の中止を求める意見書(案)

現在国会で、医療法一部改正案が審議されている。そのなかには、これまで定額であった高齢者の医療費自己負担を定率1割負担に変更し、さらに入院給食費や高額療養費の引き上げなど、患者負担が大幅に増加する内容が含まれている。しかも、介護保険の導入にともなって保険料・利用料が高齢者に負担させられる。

これまでの高齢者への医療費自己負担の増額でもすでに示されたように、医療費の負担増は、受診抑制にともなう重症化など、患者へのしわ寄せが大きく、国民の命と健康に重大な影響を与えるものである。

よってこれ以上の患者負担の増加の計画を中止するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条第2項の規定により意見書を提出する。

平成12年3月 日

内閣総理大臣 小渕恵三殿 大蔵 大臣 宮沢喜一殿 厚生 大臣 丹羽雄哉殿

京都府議会議長 小牧誠一郎

(自民党・新政会 提案) 日本共産党、自民党、新政会の賛成で採択

(民主・府連 提案) 日本共産党、民主・府連の賛成で、不採択

(日本共産党 提案) 日本共産党の賛成で、否決

(自民、公明、民主、新政 提案) 全会派の賛成で、採択

(自民、公明、民主、新政 提案) 全会派の賛成で、採択

三木一弘(日本共産党、上京区)の議案に関する討論

日本共産党の三木一弘です。私は、日本共産党府会議員団を代表しまして、ただいま議題となっております議案四十七件中、第一号議案、第十一号議案、第十四号議案、第四十二号議案の四件に反対、第十号議案、第二十一号議案から第二十四号議案、第二十六号議案、第二十七号議案及び第三十九号議案の八件は意見を付して賛成の立場で討論を行います。

先ず、第一号議案「平成十二年度一般会計予算」についてであります。

今、京都府民が府政に求めていることは、三月十七日に可決成立した新年度国家予算にも見られるように、小渕自自公内閣がすすめる巨額のゼネコン型の大型公共事業や六十兆円の大銀行支援策をさらに十兆円も拡大するバラマキが中心となる史上最悪の「亡国予算」から、府民の生活と権利を守る防波堤の役割を果たす真の地方自治体の姿であります。ところが新年度の予算案は、不用不急ムダな大型事業は見直さず、「財政健全化」の名のもとに、府民には自助・自立を強調し、多くの府民サービスを軒並み切り捨てるものとなっています。

さらに産地ぐるみ崩壊の危機にある伝統地場産業の再建、「規制緩和」の大波のなかで、 将来への展望をなくしている中小業者、商店の営業を守ること、暮らしが成り立たず後 継者問題がますます深刻になっている農林水産業者への対策、そしていよいよ四月から はじまる介護保険制度が真に高齢化社会に役立つものにすること、長引く不況のなか教 育費の負担軽減を求める父母や学校関係者の願いにこたえることなど府民の期待と要求 に応える予算編成こそが求められていたのです。

ところが、この間の本会議討論、予算委員会や知事総括質疑などを通じて「財政危機」を口実にし府民と職員への犠牲押し付け予算であることが明白になりました。補正予算が成立して府債の発行額が一兆円を突破し府民一人あたり、四十万円以上の借金となることも明らかになりました。

新年度予算の問題点の第一は、国いいなりに財政再建の展望を一切しめさず、借金を増やし財政危機をいっそう深刻にする予算となっていることです。市内高速道路建設(起債十億八千万円)、舞鶴・和田埠頭建設(起債十億円)、学研建設関連(起債二億四千万円)、木津川右岸運動公園(起債二億三千五百万円)、丹後リゾート関連(起債四十三億五千万円)など大型開発事業関係は、ほとんど借金にたよって事業を続けようとするものであり、府民への負担をさらに増やすものとなります。財政立て直しのためにも、こうした大型開発事業は少なくとも、財政立て直しまではいったん凍結すべきであり、これだけでも六十五億円近く借金を押さえることが可能であります。ところが知事は「他府県に比べまだ借金は少ない」「いずれ国が面倒見てくれる」とまったく無責任な態度をとっています。これでは、京都府財政の立て直しを図るどころか、ますます財政破綻への道を突き進むことになります。

第二は、財政危機の最大の原因である大型公共事業の破綻が明白になっているにもかかわらず、これを継続するバラマキ放漫予算となっていることです。丹後リゾート公園にすでに二十億二千八百万円、さらに網野CCZ事業では海に流される砂に五億三千三百万円をつぎ込んできましたが、丹後リゾート構想はまったく破綻していることが明らかになりました。また、学研都市建設関連は九四年発表で約七百億円であり、それ以降は集約していないと言明していますが、単独事業費だけでも、約百三十億円増えていることも明らかになり、学研公園は年間一億一千万円の管理費に対し、入園料は四百数十万円、宅地開発業者の宣伝に使われるだけのものになっていることも明らかになりました。今こそ、こうした景気対策にも逆行する、財政危機と浪費のゼネコン型公共事業にメスをいれるべきであります。公共事業の総額を減らしても、中身を巨大開発型から生

活・福祉中心の事業に切り替えれば、府民の暮らしに役に立ち、同時に雇用と中小企業の受注を拡大することが出来るとしてきたわが党議員団の提案こそ、財政の立て直しと 景気回復の道であることがいよいよ明らかとなっています。

第三には、国の福祉・医療切り捨てを府民に押しつける予算となっていることです。 小渕自自公内閣は年金制度の改悪、医療費自己負担の増額、介護保険の実施などによ って二兆円もの新たな負担増・給付減を国民に押し付けようとしています。さらに、公 明党主導で進められている児童手当の拡充は、その財源を十六歳未満の子どもをもつ家 庭への増税で捻出することは重大問題です。児童手当の拡充対象は三百九万人ですが、 扶養控除縮小で増税になるのは千九百万人となり、年少扶養控除の廃止が、子どもの数 が多ければ多いほど増税となる「子育て増税」であり、少子化対策に逆行するもので、 自自公政権の無責任ぶりを示すものです。社会保障制度の改悪は、将来不安を増大させ て消費をますます落ち込ませ、景気悪化に拍車をかけることは明白です。特に、介護保 険制度はいよいよ発足までにあと一週間となりました。府内自治体の六十五歳以上の介 護保険料が平均二千六百七十円となり、老齢福祉年金受給者で税金が課税されていない 世帯でも月一千三百三十五円の保険料となり月額三万四千円の年金からも天引きされる ことになります。利用料の負担についても訪問看護など従来の医療系サービスについて は軽減措置がないことや新しくホームヘルプサービスをうける人は減免の対象にならな いことなども明らかになり府民の心配が現実のものとなっています。その上、在宅寝た きり・痴呆性老人介護者激励事業の廃止はその心配に追い打ちをかけるものです。その 予算六億七千万円は大型公共事業の先送りや同和事業の廃止などで十分賄うことが可能 です。介護保険制度が発足しても家族の精神的肉体的負担はかわらないとする長野県や 茨城県の姿勢を見習うべきです。

予算委員会の審議のなかでも公明党議員でさえも「激励金はせめて半額でも残してもらいたい」旨の発言がされているのをみても、いかに切実な要求であるか一目瞭然であります。

また、このほかにも、実質的な私学助成の削減や消防団激励金の単価切り下げなど、府民の暮らしに追い討ちをかけるものです。

以上のように、府民の願いにも財政建て直しにも逆行する第一号議案には反対です。

第十一号議案「港湾事業特別会計予算」についてですが、総額二十一億四千三百万円は主として舞鶴港・和田埠頭の整備事業であり、毎回のように申しあげていますが、過大な貿易量を見込んだ整備であり、運輸省も認める無駄な大型埠頭建設をすすめるものであり反対です。

第十四号議案「水道事業会計予算」及び第四十二号議案「府営水道の供給料金に関する条例一部改正の件」についてですが、これは府営水道の乙訓への拡張予算約二十八億六千万円が含まれています。乙訓への工業用水の建設を放棄し、大企業の地下水汲み上げを野放しにしたまま、乙訓住民に過大な負担を押し付けるものであり反対です。

次に、第十号議案「流域下水道事業特別会計予算」については、総額百九十億円のうち、桂川雨水対策事業費四億五千八百万円が含まれています。これはわが議員団が以前から指摘していたように西羽東師川、新川などの河川改修を基本にした雨水排水対策こそが急いで進められるべきものであり、この部分については反対ですが他の下水道事業には賛成です。

さらに今議会には、「地方分権推進一括法」に関する条例が提案されましたが、これが

本来の地方自治の拡充に役立つものとするためには、これまで以上に強化された国の関与規定を認めず、本格的な財源移譲が進められることが必要です。同時に本府と市町村の間でもこのことが厳格に裏付けられなければ本当の地方分権とはなりません。本条例の実施にあたって、このことをきびしく指摘するものです。また、手数料徴収規則の条例化なども一括して提案されていますが地方分権に伴い条例制定が必要なものであり基本的には賛成します。

しかし、第二十一号から二十四号議案の「手数料徴収条例の制定の件」については政令で示される標準額を基準として、上限を規定した、とされていますが、各種手数料の値上げが、二十五項目、百四十七種も含んでいます。この中には、建設業許可申請手数料が八万円から九万円に、また、技能検定試験手数料が各クラスとも軒並みに値上げされており、不況のもと府民生活に影響のある値上げは問題であり、特に建設業の許可申請は更新期間が三年から五年に延長されたため、今年度からの更新が四千件以上と見込まれています。中小の建設業には、その影響は大きいものであり、こうした手数料値上げには反対であります。

さらに今回の地方分権一括法関連の条例提案のなかで、本来、関係のないものが一括 提案されました。その中には、リゾート関連法にかかわる府税条例の特例については、 独自に提案すべきものであり、丹後リゾートの破綻を覆い隠すために、一括法案にもぐ りこませるやり方は、姑息な手段を弄したものとして厳しく批判するものです。

第二十六号議案は知事部局が、第二十七号議案は教育委員会が、それぞれ事務の一部を市町村に委任しょうとするものですが、有害鳥獣駆除や屋外広告物の違反撤去などで財源保障が当然必要であり、今後市町村への財源保障も確保されるように強く要望し替成します。

第三十九号議案「付属機関設置条例一部改正の件」は大店法を廃止し立地法制定に伴い大規模小売店舗審議会を大規模小売店舗立地審議会に改めようとするものですが、代表質問でも指摘したとおり、政府がすすめる「規制緩和」によって各種小売業、商店街が大きな被害を受けており、いまこそ、大型店の出店には規制強化が必要であることを指摘しておきます。

最後に、わが党議員団は、今後も広範な府民の皆さん、そして府職員、教職員のみなさんとともに知恵と力を合わせ、財政危機を口実にした犠牲の押し付けを許さず、府民のいのちとくらしを守る「住民こそ主人公の府政」の実現と財政立て直しをはかるため全力をあげることを誓って討論を終わります。

御静聴ありがとうございました。

澤照美府議(公明党、左京区)の行った議案討論中、年少扶養控除の廃止に 関連して行った反共攻撃と、介護者激励金廃止に関する部分をご紹介します。

児童手当事業費も支給対象年齢引き上げにともない、大幅に増額されているのであり ます。ところが共産党は、この児童手当の拡充に対し、年少扶養控除を元に戻して財源 にあてることを捉えて、声高に増税と批判しているのであります。この年少扶養控除は、 十六歳未満の子どもに対する税制上の子育て支援策として、控除額を三十八万円から四 十八万円へ、十万円増やしたのでありますが、こうした税制上の控除は所得が多い人ほ ど減税効果が高く、逆に非課税の人は対象とならないため、まったく恩恵が及びません。 したがって、この扶養控除は経済的支援が本当に必要な人には逆に薄い、あるいはまっ たくないという不公平な制度になっているのです。公明党は子供たちへの平等な支援と して、こうした特性を持つ扶養控除を廃止し、児童手当による給付に一本化すべきとの 考えでありますが、いうまでもなく今回の拡充策は、連立与党が2001年をメドとし た支給対象年齢及び支給額の充実を含めた制度全体の抜本的な見直しで合意したのを受 けて、今回はその経過措置として、支給対象を三才未満から満六才までの未就学児童に 拡大されたものであります。これにより新たに314万人の子どもが児童手当を受けら れることになり、全体で対象が570万人に広がったのであります。今回の措置は、経 済的に苦労しながら子育てに奮戦している若年夫婦など、最も支援を必要としている人 への支援を拡充するものであります。共産党の主張は、こうした面を評価せずに増税と 騒ぎたてているにすぎず、この党の得意技といわれている「すりかえ」にほかなりませ ん。共産党はいつから高額所得者の味方にくら替えをしたのでしょうか。さらに付け加 えれば、昨年の通常国会において、年少扶養控除10万円の加算を含む減税法案に反対 した共産党に児童手当制度の批判をする資格はない、と申し上げます。これこそが共産 党のいう「逆立ち」ではありませんか。強く指摘しておきます。

ここで一言述べたいと存じます。介護は家族がするものといった社会風潮が主流であった時代に、全ての介護者を励まし、その労に報いる施策として創設されたのが在宅介護者激励事業でありました。また激励事業それ自体が、介護を社会的に認知させる目的であったと存じます。その意味では、社会で介護を支える仕組みの介護保険制度のスタートにより、その使命は果たしたとされたわけであります。しかし、代表質問でわが会派の松尾忠昌議員も申しましたが、制度ができても介護をされている方々の苦労がなくなるものではありません。ぜひ家族の方々の心身の負担を軽減するための施策を、より積極的に取り組んでいただくとともに、今後、市町村の状況に応じて適切な対応を講じていただくように強く要望をいたします。以上で私の討論を終わります。